

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目9番5号
株式会社フルキャストホールディングス
代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 5階 瑞雲（ZUIUN）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第27期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告
の件決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. その他の招集の決定事項
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fullcastholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自2019年1月1日)
(至2019年12月31日)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、個人消費の持ち直しの動きが継続していること、消費者物価が上昇テンポは鈍化しつつも緩やかに上昇していること、雇用情勢が改善していることに加えて、設備投資が緩やかな増加傾向にあること等、景気は緩やかな回復基調が続いております。景気の先行きに関しましては、当面、弱さが残るものの、引き続き雇用情勢及び所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向等が引き続き景気を下押しするリスクになっていること等から、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境においては、有効求人倍率及び完全失業者数が横ばい圏内で推移していること、また、就業者数及び就業率が緩やかな改善傾向を辿っていること等から、先行きに関しましては、引き続き雇用情勢が着実に改善していくことが見込まれております。

このような環境のもと、当社グループでは、当連結会計年度において、「短期業務支援事業の拡充及び周辺領域への種まきと刈り取りを推進する」を目標としたグループ経営を行い、特に主力サービスである「紹介(注1)」、「BPO(注2)」を中心にフルキャストグループ全体の収益を伸長させることを主眼とした営業活動を行ってまいりました。加えて、継続してグループ全体の業務効率化を推し進め、生産性を高めることにより、増益を実現するための体制作りに取り組んでまいりました。

連結売上高は、主力業務である短期業務支援事業において、逼迫する短期人材需要の基調が継続し44,479百万円(前期比14.5%増)となりました。

利益面では、短期業務支援事業の増収を主因とし、連結営業利益は7,224百万円(前期比22.5%増)となりました。

連結経常利益は、当社の持分法適用関連会社であるAdvancer Global Limited 株式会社について、株価の下落に伴う減損(持分法による投資損失)を計上したものの、営業利益が増益したことにより7,064百万円(前期比33.7%増)となりました。

した。

親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社ディメンションポケット株式の譲渡に伴う子会社株式売却益を特別利益に計上したこと等もあり4,644百万円（前期比40.3%増）となりました。

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付けております。「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るROEを実現することであるという考えのもと、ROEを「企業価値向上」を示す目標指標とし、資本効率を重視した経営の実践に取り組んでおります。なお、当社グループは、ROE20%以上を目標指標としております。

当連結会計年度末時点におけるROEは33.3%となり、前連結会計年度末時点の28.4%に比べ4.9ポイント改善し、20%以上を維持しております。

なお、当社グループは、特定技能ビザを取得した外国人労働者を対象とした人材サービス（人材派遣・人材紹介）を提供する新会社「株式会社Fullcast International」を2019年8月30日に設立し、連結子会社としております。同社は、2019年12月1日より営業を開始いたしました。

また、当社グループは、当社グループと株式会社ディメンションポケット双方の持続的な企業価値の向上を再検証した結果、2019年12月11日付で、警備・その他事業セグメントに属する同社の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。

（注）1. 主力サービスである「アルバイト紹介」サービスを「紹介」と呼称しております。

2. 主力サービスである「アルバイト給与管理代行」サービスに加えて、「マイナンバー管理代行」サービス等その他の人事労務系BPOサービス及び株式会社BODのバックオフィス系BPOサービスを「BPO」と呼称しております。

事業別の状況

セグメント別の業績は次の通りです。

[短期業務支援事業]

逼迫する短期人材需要の基調が継続し、主力サービスである「紹介」＋「BPO」がけん引したことに加えて、顧客企業の長期人材ニーズにも応えた結果、「派遣」が伸張したことにより、短期業務支援事業の売上高は38,662百万円（前期比15.7%増）となりました。

利益面では、主力サービス及び「派遣」サービスの増収を主因とし、セグメント利益（営業利益）は7,738百万円（前期比17.3%増）となりました。

[営業支援事業]

前期に不採算拠点の整理を行ったこと等の影響はあるものの、営業支援事業の売上高は3,473百万円（前期比4.8%増）となりました。

利益面では、増収したことを主因とし、上期は減収減益であったものの、セグメント利益（営業利益）は168百万円（前期比22.8%増）となりました。

[警備・その他事業]

主として、常駐警備案件の獲得数が増加したことで、警備・その他事業の売上高は2,344百万円（前期比10.5%増）となりました。

利益面では、増収したことを主因とし、販管費率を抑制できたことで、セグメント利益（営業利益）は252百万円（前期比39.1%増）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 自2018年1月1日 至2018年12月31日		当連結会計年度 自2019年1月1日 至2019年12月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
短期業務支援事業	33,417	86.0%	38,662	86.9%
営業支援事業	3,313	8.5%	3,473	7.8%
警備・その他事業	2,122	5.5%	2,344	5.3%
合 計	38,852	100.0%	44,479	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は434百万円であり、その主な内訳は、営業拠点の新規出店・移転に伴う有形固定資産の取得で138百万円、社内利用目的の各種ソフトウェア等購入に伴う無形固定資産の取得で208百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

①他の会社の株式その他の持分の状況

2019年3月29日付で日本電気サービス株式会社の株式を取得し、持分法適用非連結子会社としております。

②新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第24期 2016年12月期	第25期 2017年12月期	第26期 2018年12月期	第27期 2019年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	25,340	32,066	38,852	44,479
営 業 利 益	2,882	4,424	5,896	7,224
経 常 利 益	3,001	4,406	5,286	7,064
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,529	2,994	3,310	4,644
1株当たり 当期純利益(円)	65.92	78.87	87.90	124.59
総 資 産	13,272	16,813	19,808	23,464
純 資 産	9,272	11,339	13,049	16,213
1株当たり 純 資 産 (円)	239.98	286.81	331.68	415.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第24期 2016年12月期	第25期 2017年12月期	第26期 2018年12月期	第27期 2019年12月期 (当事業年度)
営 業 収 益	4,264	4,745	5,741	6,845
営 業 利 益	2,281	2,703	3,527	4,544
経 常 利 益	2,320	2,708	3,552	4,547
当 期 純 利 益	2,567	2,454	2,462	3,639
1株当たり 当期純利益(円)	66.92	64.63	65.37	97.63
総 資 産	8,353	9,990	11,434	13,437
純 資 産	6,460	7,578	8,356	10,316
1株当たり 純 資 産 (円)	168.49	199.17	220.18	274.42

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ル キ ャ ス ト	100	100.00%	短期系人材サービス
株 式 会 社 ト ッ プ ス ポ ッ ト	113	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストアドバンス	50	100.00	イベント系人材サービス、警備業務
株式会社おてつだいネットワークス	50	100.00	短期系人材サービス
株式会社ワークアンドスマイル	80	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストシニアワークス	80	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストポーター	80	100.00	短期系人材サービス
株 式 会 社 エ フ プ レ イ ン	80	78.2	販売代理業務、コールセンター業務
株 式 会 社 B O D	20	51.0	バックオフィス系BPOサービス
株式会社フルキャストグローバル	80	100.00	短期系人材サービス
ミニメイド・サービス株式会社	30	100.00	家事代行サービス
株式会社Fullcast International	50	51.0	特定技能外国人労働者紹介サービス

- (注) 1. 2019年8月30日に株式会社Fullcast Internationalを設立し、連結子会社としております。
2. 2019年12月11日付で株式会社ディメンションポケットの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 企業結合の成果

当連結会計年度末における連結子会社は16社であり、持分法適用関連会社は3社、持分法適用非連結子会社は1社であります。当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高44,479百万円、連結営業利益7,224百万円、連結経常利益7,064百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4,644百万円となりました。

(5) その他

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは「持続的な企業価値の向上」を実現するために、2016年12月期を初年度とする「中期経営計画(2016年～2020年)」を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。

計画最終年度となる2020年12月期は、「短期業務支援事業の拡充及び周辺領域の刈り取りを推進し、中期経営計画における最終年度目標を達成する」を主たる経営課題とし、更なる事業成長を目指してまいります。

(1) 持続的な企業価値の向上

当社グループは、1-(1)事業の経過及び成果に記載したとおり、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付け、当社グループの主力事業である短期業務支援事業における「紹介」及び「BPO」サービスの更なる収益拡大を実現すると共に、株主還元を継続して行うことで適正な株主資本の額を維持し、資本効率性を重視した経営の実践に取り組んでまいります。

また、引き続きコンプライアンス最優先の経営を推進し、その維持・向上に努めると共に、全てのステークホルダーからの信頼構築を最優先事項として事業に取り組んでまいります。

(2) 「中期経営計画(2016年～2020年)」の実現

当社グループは、2016年12月期を初年度とする5か年計画である「中期経営計画(2016年～2020年)」を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。

今期は、主要KPIである営業利益、経常利益、人件費1円あたり売上総利益が、中期経営計画4年目である2019年12月期の目標を超過いたしました。また、稼働者数は、2019年12月期の目標には届かなかったものの、営業利益目標を達成するに足る稼働者数を確保いたしました。以上の経緯を踏まえ、2020年12月期は、2019年2月8日に発表した修正中期経営計画における2020年12月期目標を更に上方修正し、その達成を目指してまいります。

修正中期経営計画 4年目の実績

	2019年12月期 目標	2019年12月期 実績	達成率
営業利益	68億円	72億円	105.8%
経常利益	69億円	71億円	101.9%
稼働者数	293,000人	283,244人	96.7%
人件費1円あたり売上総利益	2.6円	2.7円	103.8%

(注) 中期経営計画上の稼働者数目標及び2019年12月期実績の稼働者数は、株式会社フルキャスト、株式会社トップスポット、株式会社ワークアンドスマイル、株式会社フルキャストシニアワークス、株式会社フルキャストポーター及び株式会社フルキャストグローバル並びに株式会社フルキャストアドバンスの短期業務支援事業における、BPOを除くサービスに就業したユニーク人数です。

(ご参考)

修正中期経営計画（2019年2月8日公表）の概要は次の通りです。

①数値目標

	2018年12月期 実績	2019年12月期 目標	2020年12月期 目標
営業利益	59億円	68億円	79億円
経常利益	53億円	69億円	80億円
稼働者数	266,421人	293,000人	320,000人
人件費1円あたり 売上総利益	2.6円	2.6円	2.6円

②主要な経営指標

以下の通り、変更はございません。

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標：ROE20%以上維持
「株主還元」に係る指標：総還元性向50%
「資本政策の基本方針」を支える指標：デッドエクイティ
レシオ0.5倍以下

以上の指標を達成することにより、「持続的な企業価値向上」を実現する。

※「ROE」及び「総還元性向」で使用する当期純利益は、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた親会社株主に帰属する当期純利益（調整後当期純利益）でありましたが、2018年12月期に繰越欠損金を解消したことから、2019年12月期以降は当該影響の調整は行っておりません。

③対象期間、経営理念及び目標、中期経営計画最終年度に向けた戦略変更はございません。

(3)2020年12月期目標

当社グループは、「短期業務支援事業の拡充及び周辺領域の刈り取りを推進し、中期経営計画における最終年度目標を達成する」を2020年12月期の目標とし、主力事業である短期業務支援事業の拡充に注力し、加えて、周辺領域の刈り取りを推進することでフルキャストグループ全体の収益を伸張させ増収を果たすと共に、継続してグループ全体の業務効率化を推し進め生産性を高めることで、2019年2月8日に発表した修正中期経営計画における2020年12月期目標を更に上方修正し、達成を目指すため、2020年12月期は以下の施策に取り組んでまいります。

①「顧客接点の強化」

・新規出店の継続（年間10拠点程度）。

- ・東京オリンピックに向けた短期需要の獲得。
 - ・BPOサービス専従営業要員拡充。
- ② 「求人効率及び稼働率の改善」
- ・自社メディアの強化及びメディアを活用することによる採用効率の追求。
 - ・稼働率改善に向けたマーケティング活動強化。
- ③ 「M&A及び新設子会社に係るサービス拡充並びにグローバル事業推進」
- ・特定技能外国人紹介サービス及び外国人受入れ支援サービスの推進。
 - ・M&A及び新設子会社に対する採用及び人的支援の拡充と営業連携強化。
 - ・家事代行サービスに関する中国地場企業との提携。

5. 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業区分	主なサービス	主なサービス概要
短期業務支援事業	紹介	30日以内の短期的な人材ニーズに対応するアルバイトの紹介サービス
	BPO	短期的なアルバイトの給与管理業務代行サービス、マイナンバー管理代行サービス及び年末調整代行サービス、バックオフィス系BPOサービス等
	派遣	31日以上派遣サービス
	請負	主に短期的な軽作業の請負サービス、家事代行サービス
営業支援事業	販売代理業務	インターネット回線の販売業務
	コールセンター業務	
警備・その他事業	警備業務	常駐及び臨時警備サービス

6. 主要な拠点等（2019年12月31日現在）

（当社）

本 社 東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号

（重要な子会社）

会 社 名	本 社	営業の拠点
株 式 会 社 フ ル キ ャ ス ト	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国97拠点
株 式 会 社 ト ッ プ ス ポ ッ ト	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国19拠点
株式会社フルキャストアドバンス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国17拠点
株式会社おてつだいネットワークス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 1 拠点
株式会社ワークアンドスマイル	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 4 拠点
株式会社フルキャストシニアワークス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点
株式会社フルキャストポーター	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点
株 式 会 社 エ フ プ レ イ ン	東京都港区西麻布三丁目20番16号	全国 2 拠点
株 式 会 社 B O D	東京都豊島区南池袋二丁目49番 7 号	全国 8 拠点
株式会社フルキャストグローバル	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点
ミニメイド・サービス株式会社	東京都渋谷区上原三丁目 5 番 2 号	全国 4 拠点
株 式 会 社 Fullcast International	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点

7. 従業員の状況（2019年12月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数
短 期 業 務 支 援 事 業	816名〔 945名〕
営 業 支 援 事 業	72名〔 85名〕
警 備 ・ そ の 他 事 業	48名〔 20名〕
全 社 （ 共 通 ）	124名〔 194名〕
合 計	1,060名〔 1,244名〕

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 短期業務支援事業において、前連結会計年度末と比べ従業員数が40名、臨時従業員数が164名増加しておりますが、その主な要因は、従業員の新規及び中途採用が増加したこと及びアルバイト人材の採用が増加したことによるものであります。

(2) 当社の従業員状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名〔184名〕	2名増〔25名減〕	37.7歳	9年7ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員が当事業年度において25名減少した要因は、アルバイト給与管理代行のオペレーション体制に係るアルバイト採用が減少した影響によるものです。

8. 主要な借入先 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	449
株式会社三井住友銀行	189
株式会社横浜銀行	182
三井住友信託銀行株式会社	180

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	5,600百万円
借入実行残高	1,000百万円
差引額	4,600百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の状況

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
(2) 発行済株式の総数 38,486,400株(自己株式1,328,352株を含む)
(3) 株主数 4,640名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
株 式 会 社 ヒ ラ ノ ・ ア ソ シ エ イ ツ	13,894,600	37.4
株 式 会 社 光 通 信	4,850,600	13.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,821,400	4.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,690,100	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,041,900	2.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	607,600	1.6
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	452,400	1.2
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	442,800	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	386,600	1.0
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	370,100	1.0

(注) 持株比率は、自己株式(1,328,352株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とし、また当社の利益還元に係る目標指標である、総還元性向50%以上の株主還元を実施し、株主の皆様への利益還元の充実を図ると共に、資本効率を向上させるため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、2019年2月8日の当社取締役会決議に基づき、2019年2月12日から2019年4月26日の間、公開買付け及び市場取引により、449,800株(発行済株式総数(自己株式を除く))に対する割合1.20%(小数点以下第三位を四捨五入)の自己株式を総額826,993,900円で取得いたしました。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年3月24日開催の取締役会の決議による新株予約権

・株式会社フルキャストホールディングス第1－1回株式報酬型新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 1株につき784.50円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき100円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - a) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。
 - b) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2020年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2021年4月11日から2051年4月10日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	960個	普通株式 96,000株	4人

(注)1. 新株予約権の発行に際して、上記の支払金額に基づく債権は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

2. 取締役（監査等委員）には新株予約権を付与していません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	平野 岳 史	株式会社エフブレイン代表取締役会長 Advancer Global Limited Director
代表取締役社長CEO	坂 卷 一 樹	株式会社フルキャスト代表取締役社長
取締役	石 川 敬 啓	株式会社ビート代表取締役会長 ビートテック株式会社代表取締役会長 株式会社スタートライン取締役
取締役	貝 塚 志 朗	株式会社ディメンションポケット代表取締役 合同会社One Suite代表社員 有限会社インタービズ取締役 株式会社リアヴィオ代表取締役 合同会社I P M代表社員
取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	税理士 佐々木税務会計事務所
取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	弁護士 桜田通り総合法律事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社取締役(監査等委員) 株式会社セレス社外監査役 株式会社Aiming社外監査役
取締役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	公認会計士 R S M清和監査法人代表社員 株式会社エフブレイン監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)佐々木孝二氏、上杉昌隆氏及び戸谷英之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤者を置くことにより高度な情報収集力に基づき質の高い情報収集が可能となるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役(監査等委員)佐々木孝二氏は、税理士の資格を、取締役(監査等委員)戸谷英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)佐々木孝二氏、上杉昌隆氏及び戸谷英之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 株式会社フルキャストは、当社の連結子会社であります。
6. 株式会社エフブレインは、当社の連結子会社であります。
7. 株式会社ビートは、当社の持分法適用関連会社であります。
8. Advancer Global Limitedは、当社の持分法適用関連会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支払総額
取締役（監査等委員を除く）	4名	124百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	14百万円 （14百万円）
合計	7名	139百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）19百万円）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額200百万円であります（2016年3月25日付株主総会決議）。また、当該報酬の額の範囲内で、取締役（監査等委員を除く）に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。（2017年3月24日付株主総会決議）
3. 取締役（監査等委員）報酬限度額は年額50百万円であります。（2016年3月25日付株主総会決議）
4. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨を定款で定めております。

当社は役員に対する報酬等の額を、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、1年ごとに決定しており、特に業務執行取締役である代表取締役社長CEOについては、職責の重さと業績の達成度に応じた成果の双方を反映し決定しております。加えて、当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的に、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行し、当該報酬の額の範囲内とすることを決議しております（2017年3月24日付株主総会決議）。なお、当社は業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬に関しては、透明性を確保するため、監査等委員であり、独立性のある社外取締役3名を含む取締役会で審議をした上で個別の報酬額を決定しております。監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員会において個別に審議した上で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社外取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	佐々木税務会計事務所
社外取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	桜田通り総合法律事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社取締役(監査等委員) 株式会社セレス社外監査役 株式会社Aiming社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	R S M清和監査法人代表社員 株式会社エフブレイン監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役

(注) 戸谷英之氏の兼職先である株式会社エフブレインは、当社の連結子会社であります。
その他の当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	取締役会では、主に税務の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外監査等委員として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 加えて、監査等委員会では、常勤監査等委員として、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 【当期開催の取締役会出席率】 12/12回 (出席率100%) 【当期開催の監査等委員会出席率】 8/8回 (出席率100%)
社外取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	取締役会では、主に法律の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、監査等委員である社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 加えて、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 【当期開催の取締役会出席率】 12/12回 (出席率100%) 【当期開催の監査等委員会出席率】 7/8回 (出席率88%)

<p>社外取締役 (監査等委員)</p>	<p>戸谷英之</p>	<p>取締役会では、主に会計の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、監査等委員である社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。</p> <p>加えて、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>【当期開催の取締役会出席率】 12/12回 (出席率100%)</p> <p>【当期開催の監査等委員会出席率】 8/8回 (出席率100%)</p>
--------------------------	-------------	---

(参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を含む)について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

【独立役員の独立性要件】

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

1. 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (3) 当社又は当社子会社(以下、「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (6) 最近1年間において、上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
 - (7) 次の①から③までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等以内の親族
 - ① 上記(1)から(6)に掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者
 - ③ 最近1年間において、②又は当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことが出来ない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

- 注
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
 2. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社の子会社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザー・サービス業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

① 企業統治の体制の概要

当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。会社の機関の概要は以下の通りです。

a) 取締役会

取締役会は、複数（2名以上）の社外取締役にによって構成すること及び社外取締役全員を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを取締役の構成方針としております。

2020年3月12日現在、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の計7名（男性7名、女性0名）で構成されており、経営の透明性を確保すると共に、当社グループ経営全体に関わる執行状況の監督、グループ経営に必要なグループの全体最適化戦略の決定及びグループ共通課題への対処等、経営上の重要事項についての意思決定を行っております。

なお、取締役会は代表取締役社長CEO 坂巻一樹を議長とし、取締役会長 平野岳史、取締役 石川敬啓、取締役 貝塚志朗、監査等委員 佐々木孝二、監査等委員 上杉昌隆、監査等委員 戸谷英之の7名で構成されております。

2019年12月期は、取締役会を12回開催しました。取締役1名による欠席1回を除き、全取締役が全ての取締役会に出席しております。また、主な検討事項は、中期経営計画（同計画のレビュー及び更新を含む）、株主還元及び資本政策、M&A及び業務提携、内部統制・コンプライアンス、役員報酬、コーポレート・ガバナンス（政策保有株式の保有適否の検証及び取締役会の実効性評価等を含む）、関連当事者取引等です。

b) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員であり、独立性のある社外取締役3名（男性3名、女性0名）で構成されており、監査に関する重要事項についての意見交換、協議又は決定を行っております。また、会計監査人とは適宜報告を受けるなどの連携を図っております。

なお、監査等委員会は、委員長 佐々木孝二を議長とし、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之の3名で構成されております。

c) 人事・法務部長

会社運営の前提条件である法令遵守の精神をグループ企業全体に浸透、徹底させ、風土化すること、社会のルール、社内ルール遵守の風土化を推進しております。また、財務報告に係る内部統制システム／ガイドラインの改善・維持及びその有効性の評価及び情報セキュリティ体制整備を含む内部監査業務を通じた、グループの企業価値の向上を図っております。

d) 会計監査人

会計監査を担当する監査法人として、PwCあらた有限責任監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査について監査契約を締結しております。定期的な監査のほか会計上及び内部統制上の課題については随時確認を取るなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性確保に努めております。

- (2) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- ①取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、リスク管理体制という）を確保するため、次の措置をとる。
- a) 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
- b) チーフエグゼクティブオフィサー（以下、CEOという）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。
また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。
- ②取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（①に記載のリスク管理体制と同義）を確保するため、次の措置をとる。
- a) リスク管理最高責任者をCEOとし、リスク管理実務責任者として人事・法務部長を配置する。
当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、人事・法務部長がCEOの指示のもと、b) からg) の実務を統括する。
- b) 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
- c) リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- d) 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
- e) 取締役（監査等委員であるものを除く。）、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- f) 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。
- g) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて計算書類が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。
- ③情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。
- a) 人事・法務部長は、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- b) 人事・法務部長は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
- ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類

- c) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、常時上記b)における文書等を閲覧できる。

④当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。

- a) 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
- b) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 当社は、グループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。グループ会社の各取締役（監査等委員であるものを除く。）は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。
- b) グループ会社の取締役、従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、人事・法務部長に報告し、人事・法務部長はCEOに報告する。人事・法務部長はCEOの指示のもと、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また必要に応じて、CEOは取締役会に、人事・法務部長は監査等委員会に報告する。
- c) 人事・法務部長は、当社及びグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

⑥監査等委員監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。監査等委員補助者は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査等委員が行う。
これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得る。
- b) 監査等委員補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- c) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。なお、当該事実を報告した当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員の秘匿性を確保し、当該事実を報告した者に対して当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。

- d) 内部通報制度の窓口を外部に設置する。内部通報制度を利用した者の秘匿性を確保し、内部通報制度を利用したことを理由として不利益な取扱をしない。また、内部通報制度の外部窓口は提供された情報を人事・法務部長及び常勤監査等委員に報告する体制を整備する。
- e) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- f) 監査等委員は、子会社の取締役会のほか、監査等委員が監査のために必要と判断する会議に出席できる。また、監査等委員が監査のために必要と判断する資料については閲覧することができる。
- g) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。
- h) 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑦反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 当社及びグループ会社は、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。
- b) 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。
- c) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。
- d) 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

⑧業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取り組みの状況

- a) 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制の確保のための取り組みの状況

重要な非同例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項を取締役会の決議事項として取締役会規程に明文化し、取締役会において決議を行っております。取締役会は、独立社外取締役3名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は12回開催し、決議事項についての審議及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の報告が行われ、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である独立社外取締役による活発な意見交

換がなされており、意思決定及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督の実効性は確保されているものと考えております。

なお、当事業年度においては、2019年3月29日及び2019年9月27日開催の取締役会において、2015年12月期に決議した取締役会規程の改定（関連当事者取引範囲の拡大）に則り、取締役及び主要株主と会社間の取引（これに準ずる取締役及び主要株主と子会社間の取引）を含む、関連当事者取引の報告をいたしました。

- b) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制を確保するための取り組みの状況

当社及びグループ会社では、リスク管理基本規程に則りエスカレーションルールを整備・運用しており、法令違反事項、リスクその他の重要事項、不祥事、事故が発生した場合にはリスクの重要性や、影響度に応じて必要部署に速やかに報告される体制を整備しております。特に重要性や、影響度の高い事項については人事・法務部長が代表取締役社長CEOに報告すると共に、必要に応じて取締役会及び監査等委員会へ報告しております。

短期業務支援事業（労働者派遣事業、有料職業紹介事業）を事業の柱としている当社グループにおいては、労働者派遣法、職業安定法などの労働関係法令を遵守することが重要な経営課題であり、従業員に対する社内教育（コンプライアンス研修等）を継続的に実施することで、労働関係法令を正しく理解するとともに、法令遵守の必要性を十分に理解することの徹底を図っております。また、専任部署を設け、各グループ企業における業務の執行状況を定期的に監査することで、コンプライアンス違反や社内ルールを逸脱した運用が行われていないことを確認すると共に、業務プロセスに含まれるリスク（虚偽記載リスク、不正リスク）を特定し、リスクを低減するための内部統制を整備し、内部統制の運用状況監査を行うことで、業務プロセスの中に不正や誤りが生じていないかを確認しております。監査結果については、リスク管理実務責任者である人事・法務部長が四半期に一度、取締役会へ報告しております。

- c) 情報の保存及び管理に対する取り組みの状況

情報の保存及び管理のため、人事・法務部長が文書管理規程を定め、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対し周知を行い、規程に則った文書の保管、管理を行っております。また、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員からの保管文書の閲覧要求に直ちに対応できる体制を整備しております。

- d) 当社及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われるための取り組みの状況

当社においては、取締役（監査等委員であるものを除く。）が事業計画を策定し、定期的開催される取締役会において事業計画に対する実績の進捗状況の報告、分析を行うことで、監査等委員である独立社外取締役による取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督機能を強化しております。グループ会社に対しては、関係会社管理規程を整備し、当社代表取締役社長CEOが定期的にグループ会社の代表取締役から業務執行状況の報告を受けております。

e) 企業集団における業務の適正性確保のための取り組み状況

当社グループでは「フルキャストグループ社員行動憲章」を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底するとともに、「コンプライアンス研修」を継続的に実施することで法令遵守の必要性を十分に理解し、業務を行える体制を整備しております。

f) 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み状況

監査等委員会は、独立社外取締役3名で構成されています。監査等委員会は年8回開催され、取締役会に12回出席し、四半期毎に会計監査、及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の内部統制報告制度における財務報告に係る内部統制の運用状況について、外部会計監査人から報告を受け、意見交換及び協議・決議を行っております。また、監査等委員の活動を支える体制として、監査等委員が求めた場合に、監査等委員補助者を設置すること、監査等委員補助者の人事評価については監査等委員会が行うこと、監査に必要な費用は当社が負担すること等、監査を適切に実施できる体制を整備しております。さらに、内部通報制度の通報窓口を委託している外部機関から、内部通報に寄せられた法令に違反する事実、会社に著しい影響を与える恐れのある事実が、常勤監査等委員に直接報告される体制を確立しております。

g) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

「フルキャストグループ社員行動憲章」に反社会的勢力との関係断絶を掲げると共に、取引契約書には反社会的勢力の排除条項を設け、当社及び取引先が反社会的勢力でないことの表明と確約を行っております。

また、反社会的勢力に関する情報について、社内はもとより外部専門機関の情報も活用し、必要に応じて相手方が反社会的勢力であるか否かの確認を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは現時点では、買収防衛策の効果をもたらすことを企図してとる方策については、特に定めておりません。

なお、このような方策を導入する際には、その必要性・合理性を真摯に検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主の皆様に対し十分な説明を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の実現を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、ROE20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。

当期の配当につきましては、当社の持分法適用関連会社であるAdvancer Global Limited株式に係る株価の下落に伴う減損（持分法による投資損失）の計上の影響を除いた親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向50%の考えに基づき、前期比8円増配、配当予想比2円増配となる1株あたり40円の配当を通期で実施し、期末では1株につき21円の配当（配当予想比2円増配）及び株式の取得価額の総額991,817,600円を上限に自己株式の取得を実施し、その具体的な取得方法として、公開買付による自己株取得を行います。その結果、2019年12月期の上記の考えに基づく総還元性向は50.0%となりますが、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向は53.4%となる予定であります。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	[17,969]	[流 動 負 債]	[6,427]
現金及び預金	11,811	支払手形及び買掛金	24
受取手形及び売掛金	5,777	短期借入金	1,000
商 品	26	未 払 金	1,267
貯 蔵 品	32	未 払 費 用	1,221
そ の 他	346	未 払 法 人 税 等	1,229
貸 倒 引 当 金	△23	未 払 消 費 税 等	1,206
[固 定 資 産]	[5,495]	賞 与 引 当 金	71
(有形固定資産)	(653)	解 約 調 整 引 当 金	48
建物及び構築物	279	そ の 他	360
機械装置及び運搬具	1	[固 定 負 債]	[824]
工具、器具及び備品	189	退職給付に係る負債	629
土 地	184	資 産 除 去 債 務	82
(無形固定資産)	(1,285)	繰 延 税 金 負 債	60
ソフトウェア	321	そ の 他	54
の れ ん	943	負 債 合 計	7,251
そ の 他	22	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	(3,557)	[株 主 資 本]	[14,798]
投資有価証券	2,798	(資 本 金)	(2,780)
差入保証金	540	(資 本 剰 余 金)	(2,006)
繰延税金資産	150	(利 益 剰 余 金)	(12,119)
そ の 他	124	(自 己 株 式)	(△2,107)
貸 倒 引 当 金	△55	[その他の包括利益累計額]	[649]
		(その他有価証券評価差額金)	(649)
		[新 株 予 約 権]	[119]
		[非 支 配 株 主 持 分]	[646]
		純 資 産 合 計	16,213
資 産 合 計	23,464	負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,464

連結損益計算書

(自2019年1月1日
至2019年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
〔売上高〕		44,479
〔売上原価〕		25,665
売上総利益		18,814
〔販売費及び一般管理費〕		11,590
営業利益		7,224
〔営業外収益〕		
受取利息	1	
受取配当金	2	
貸倒引当金戻入額	27	
保険解約返戻金	58	
助成金収入	15	
その他の	22	125
〔営業外費用〕		
支払利息	12	
和解金	22	
持分法による投資損失	200	
その他の	51	285
経常利益		7,064
〔特別利益〕		
子会社株式売却益	95	
固定資産売却益	7	102
〔特別損失〕		
固定資産除却損	22	
固定資産売却損	5	
災害による損失	7	33
税金等調整前当期純利益		7,134
法人税、住民税及び事業税	2,435	
法人税等調整額	△74	2,361
当期純利益		4,773
非支配株主に帰属する当期純利益		129
親会社株主に帰属する当期純利益		4,644

連結株主資本等変動計算書

(自2019年1月1日
至2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	2,780	2,006	8,858	△1,280	12,364
当期変動額					
剰余金の配当			△1,383		△1,383
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,644		4,644
自己株式の取得				△827	△827
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,261	△827	2,434
当期末残高	2,780	2,006	12,119	△2,107	14,798

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	110	110	76	499	13,049
当期変動額					
剰余金の配当					△1,383
親会社株主に帰属する 当期純利益					4,644
自己株式の取得					△827
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	539	539	43	147	729
当期変動額合計	539	539	43	147	3,163
当期末残高	649	649	119	646	16,213

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 16社
- | |
|----------------------------|
| 株式会社フルキャスト |
| 株式会社トップスポット |
| 株式会社フルキャストアドバンス |
| 株式会社フルキャストビジネスサポート |
| 株式会社おてつだいネットワークス |
| 株式会社ワークアンドスマイル |
| 株式会社フルキャストシニアワークス |
| 株式会社フルキャストポーター |
| 株式会社エフブレイン |
| 株式会社エムズライン |
| 株式会社F S P |
| 株式会社B O D |
| 株式会社B O D ・ A l p h a |
| 株式会社フルキャストグローバル |
| ミニメイド・サービス株式会社 |
| 株式会社Fullcast International |

従来、連結子会社であった株式会社ディメンションポケットは、当連結会計年度において株式を全て売却したため連結の範囲から除外しました。また、株式会社Fullcast Internationalについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社の名称 日本電気サービス株式会社

連結の範囲から除いた理由

当連結会計年度において株式を取得した日本電気サービス株式会社について、当該会社の総資産、営業収入、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社 日本電気サービス株式会社
- (2) 持分法を適用した関連会社数 3社
- | |
|-------------------------|
| 株式会社ビート |
| 株式会社デリ・アート |
| Advancer Global Limited |

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち日本電気サービス株式会社、株式会社ビートおよび株式会社デリ・アートは、決算日が異なるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・貯蔵品…………… 先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…………… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産…………… 定額法

(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法

③リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸

念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③解約調整引当金

個人顧客の通信商材の解約時に発生するインセンティブ収入の戻入に備えるため、当連結会計年度の売上に対応する戻入見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。ただし、重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

④連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

5. 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(連結貸借対照表)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」（前連結会計年度5百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「破損補償費」（当連結会計年度4百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

899百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	38,486,400	—	—	38,486,400
合計	38,486,400	—	—	38,486,400

2. 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	—	—	—	—	—	119
合計		—	—	—	—	—	119

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年2月8日 取締役会	普通株式	677	18.00	2018年12月31日	2019年3月15日
2019年8月9日 取締役会	普通株式	706	19.00	2019年6月30日	2019年9月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	780	21.00	2019年12月31日	2020年3月13日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。

(3) 金融商品のリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービス事業を展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社財務課ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、CMSによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,811	11,811	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,777	5,777	—
(3) 投資有価証券	2,205	2,205	—
(4) 差入保証金	540	539	△1
資産計	20,332	20,332	△1
(5) 短期借入金	1,000	1,000	—
(6) 未払金	1,267	1,267	—
(7) 未払費用	1,221	1,221	—
(8) 未払法人税等	1,229	1,229	—
(9) 未払消費税等	1,206	1,206	—
負債計	5,923	5,923	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

- (5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等並びに(9) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額593百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内 (百万円)	1年超 5年内 (百万円)	5年超 10年内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,811	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,777	—	—	—
合計	17,588	—	—	—

4. 借入金の返済予定額

	1年内 (百万円)	1年超 2年内 (百万円)	2年超 3年内 (百万円)	3年超 4年内 (百万円)	4年超 5年内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,000	—	—	—	—	—
合計	1,000	—	—	—	—	—

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 415円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 124円59銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

(自己株式の買付け)

当社は、2020年2月7日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主への利益還元の実現を図ると共に、資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取締役会決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	449,600株（上限）	991,817,600円（上限）

(注) 1. 発行済株式総数 38,486,400株（2020年2月7日現在）

(注) 2. 発行済株式総数に対する割合 1.17% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注) 3. 取得する期間 2020年2月10日から2020年4月24日まで

3. 取得に係る事項の内容

(1) 日程等

- ① 取締役会決議 2020年2月7日
- ② 公開買付開始公告日 2020年2月10日
- ③ 公開買付届出書提出日 2020年2月10日
- ④ 買付け等の期間 2020年2月10日から2020年3月10日まで (20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,206円

当社は、2020年2月7日の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日(2020年2月7日)の前営業日である2020年2月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,451円に対して10%ディスカウントした2,206円(円未満を四捨五入)とすることを決定しました。

(3) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	449,500株	一株	449,500株

(4) 買付け等に要する資金

1,012,697,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(991,597,000円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(5) 決済の開始日

2020年4月2日

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流動資産〕	[7,586]	〔流動負債〕	[2,538]
現金及び預金	4,717	短期借入金	1,000
貯蔵品	7	未払金	238
前払費用	97	未払費用	362
関係会社短期貸付金	212	未払法人税等	755
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	104	未払消費税等	102
未収入金	2,400	預り金	75
その他	50	前受収益	6
〔固定資産〕	[5,850]	〔固定負債〕	[583]
（有形固定資産）	(76)	長期預り保証金	8
建物	23	退職給付引当金	547
工具、器具及び備品	54	資産除去債務	22
（無形固定資産）	(256)	その他	5
ソフトウェア	255	負債合計	3,121
その他	0	純資産の部	
（投資その他の資産）	(5,518)	〔株主資本〕	[9,678]
投資有価証券	1,077	（資本金）	(2,780)
関係会社株式	4,132	（利益剰余金）	(9,005)
出資金	0	利益準備金	555
関係会社長期貸付金	208	その他利益剰余金	8,451
差入保証金	77	繰越利益剰余金	8,451
長期前払費用	12	（自己株式）	(Δ2,107)
繰延税金資産	12	〔評価・換算差額等〕	[519]
		（その他有価証券評価差額金）	(519)
		〔新株予約権〕	[119]
		純資産合計	10,316
資産合計	13,437	負債及び純資産合計	13,437

損 益 計 算 書

(自2019年1月1日
至2019年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]		6,845
[営業費用]		2,301
営 業 利 益		4,544
[営業外収益]		
受 取 利 息	25	
受 取 配 当 金	9	
不 動 産 賃 貸 料	18	
そ の 他	3	54
[営業外費用]		
支 払 利 息	7	
減 価 償 却 費	2	
不 動 産 賃 貸 原 価	18	
自 己 株 式 取 得 費 用	20	
そ の 他	4	51
経 常 利 益		4,547
[特別損失]		
固 定 資 産 売 却 損	5	
固 定 資 産 除 却 損	6	
子 会 社 株 式 売 却 損	3	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	442	455
税 引 前 当 期 純 利 益		4,093
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	502	
法 人 税 等 調 整 額	△48	454
当 期 純 利 益		3,639

株主資本等変動計算書

(自2019年1月1日
至2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	2,780	416	6,333	6,749	△1,280	8,249
当期変動額						
剰余金の配当			△1,383	△1,383		△1,383
利益準備金の積立		138	△138	-		-
当期純利益			3,639	3,639		3,639
自己株式の取得					△827	△827
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	138	2,118	2,256	△827	1,429
当期末残高	2,780	555	8,451	9,005	△2,107	9,678

	評価・換算 差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	31	31	76	8,356
当期変動額				
剰余金の配当				△1,383
利益準備金の積立				-
当期純利益				3,639
自己株式の取得				△827
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	488	488	43	531
当期変動額合計	488	488	43	1,960
当期末残高	519	519	119	10,316

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

②無形固定資産……………ソフトウェア

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式取得費用」(前事業年度3百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	2,426百万円
短期金銭債務	48百万円
長期金銭債務	13百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

399百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	6,845百万円
営業費用	187百万円
営業取引以外の取引高	50百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	878,552	449,800	0	1,328,352
合計	878,552	449,800	0	1,328,352

(変動事由の概要)

2019年2月8日の取締役会決議による自己株式の取得 449,800 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	845百万円
法人税法上の子会社株式譲渡益	50
退職給付引当金	168
投資有価証券評価損	6
未払事業税	20
その他	60
繰延税金資産小計	1,149
評価性引当額	△908
繰延税金資産合計	241
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△229百万円
繰延税金負債合計	△229
繰延税金資産の純額	12百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(被 所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	㈱フルキャ スト	東京都 品川区	資本金 100	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	運転資金貸借 経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料 (注1)	1,701	未収入金	1,992
							関係会社 受入手数料	1,340		
							出向料の受取	2,141		
							連結納税に伴 う受取予定額 (注3)	1,110		
							配当の受取	2,720	—	—
							資金貸付 (注2)	1,800		
							資金回収 (注2)	1,800	—	—
利息の発生 (注2)	10									
子会社	㈱トッ プス ポット	東京都 品川区	資本金 113	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	経営指導 業務受託 役員兼任等	経営指導料 (注1)	170	未収入金	171
							関係会社 受入手数料	103		
							出向料の受取	312		
							連結納税に伴 う受取予定額 (注3)	86		

子会社	㈱フルキャ ストアドバ ンス	東京都 品川区	資本金 50	イベント系 人材サービ ス 警備業務	所有 直接 100%	運転資金貸借 経営指導 業務受託 役員兼任等	資金貸付 (注2)	50	—	—
							資金回収 (注2)	50		
							利息の発生 (注2)	0		
子会社	㈱おてつだ いネットワ ークス	東京都 品川区	資本金 50	短期系人材 サービス	所有 直接 100%	運転資金貸借 経営指導 業務受託 役員兼任等	資金回収 (注2)	51	—	—
							利息の発生 (注2)	0		
子会社 (注4)	㈱デイベン ションポケ ッツ	沖縄県 国頭郡	資本金 86	ホテル・レ ストラン 経営、開 発販売等	所有 直接 67%	運転資金貸借 経営指導	資金貸付 (注2)	100	—	—
							資金回収 (注2)	318		
							利息の発生 (注2)	6		
子会社	㈱BOD	東京都 豊島区	資本金 20	データ入力 及び受注管 理受託等	所有 直接 51%	運転資金貸借 経営指導	資金回収 (注2)	104	関係会社 長期貸付金	312
							利息の発生 (注2)	6		
子会社	ミニメイ ド・サービ ス㈱	東京都 渋谷区	資本金 30	家事代行業	所有 直接 100%	運転資金貸借 経営指導	利息の発生 (注2)	2	関係会社 短期貸付金 その他	212 2
関連 会社	Advancer Global Limited	Singapore	資本金 40,607 S\$	雇用サービ ス及び施設 管理サービ ス	所有 直接 25.76%	受取配当金	配当の受取	8	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社グループの算定基準により算定しております。
(注2) 子会社との資金の貸借につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しておりま
す。
(注3) 連結納税制度による連結法人税の受取予定額であります。
(注4) 当事業年度において、当社が保有する全株式を譲渡したため、関連当事者に該当しないこと
となりました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、資本金、議決
権等の被所有割合及び期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点の金額、割合及び残高
をそれぞれ記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(被 所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員 及び その 近親 者が 議決 権の 過半 数を 所有 して いる 会社 等	㈱ヒラノ・ アソシエイ ツ(注1)	東京都 渋谷区	資本金 10	不動産業	被所有 直接 36.10	—	子会社株式の 譲渡(注2)	168	—	—
							自己株式の 取得(注3)	707	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 株式会社ヒラノ・アソシエイツは法人主要株主に該当しております。
- (注2) 2019年12月11日をもって株式会社ディメンションポケットの全株式を株式会社ヒラノ・アソシエイツに譲渡いたしました。譲渡価格については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- (注3) 自己株式の取得については、2019年2月8日開催の取締役会決議に基づき、公開買付の方法により、買付価格を普通株式1株につき1,767円にて行っております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 274円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 97円63銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会 御 中

PwCあらた有責任監査法人

指定有責任社員 公認会計士 池之上 孝 幸 ㊞
業務執行社員

指定有責任社員 公認会計士 高 濱 滋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池之上 孝 幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 濱 滋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の13第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

株式会社フルキャストホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 佐々木 孝 二 ㊞

監 査 等 委 員 上 杉 昌 隆 ㊞

監 査 等 委 員 戸 谷 英 之 ㊞

(注) 監査等委員佐々木孝二、上杉昌隆及び戸谷英之は、会社法第 2 条第15号及び第331条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社内</div> ひらの たけ ひと 平野 岳史 (1961年8月25日生) (58歳)	1984年4月 株式会社ハーベストフューチャーズ入社 1990年9月 株式会社リゾートワールド(現株式会社フルキャストホールディングス)設立 代表取締役社長 2006年7月 株式会社フルキャストマーケティング(現株式会社エフブレイン) 代表取締役社長 2007年9月 当社取締役 2009年12月 当社取締役相談役 2015年3月 当社取締役会長(現任) 2017年4月 株式会社エフブレイン代表取締役会長(現任) 2018年10月 Advancer Global Limited Director(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社エフブレイン代表取締役会長 Advancer Global Limited Director	-株
取締役候補者とした理由 平野岳史氏は、同氏が有する創業者及び経営者としての豊富な経験と、人材業界を始めとする幅広い知見を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 平野岳史氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 平野岳史氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 3. 平野岳史氏とは、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結していません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">[再任] [社内]</p> <p style="text-align: center;">さか まき かず き 坂 卷 一 樹 (1970年9月30日生) (49歳)</p>	<p>1989年4月 株式会社エーアイ通商入社</p> <p>1995年2月 株式会社フルキャスト(現 株式会社フルキャストホールディングス)入社</p> <p>2005年10月 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト)代表取締役</p> <p>2007年10月 株式会社フルキャスト執行役員業務推進部長</p> <p>2008年10月 同社執行役員東海・関西営業部長</p> <p>2009年6月 同社代表取締役</p> <p>2011年12月 当社取締役</p> <p>2013年1月 株式会社フルキャスト代表取締役社長(現任)</p> <p>2014年1月 当社代表取締役社長CEO(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社フルキャスト代表取締役社長</p>	100,902株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>坂卷一樹氏は、業務執行取締役として、取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、2016年12月期を初年度とする中期経営計画を推し進め、更なる事業成長を実現することで、持続的な企業価値の向上に寄与しております。これらのことから、同氏が引き続き代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 坂卷一樹氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 坂卷一樹氏の所有する当社株式の数には、フルキャストホールディングス役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 坂卷一樹氏は、現在当社の取締役ですが、取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年3ヶ月となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">[再任] [社内]</p> <p style="text-align: center;">いしかわ たか ひろ 石川 敬 啓 (1967年7月22日生) (52歳)</p>	<p>1990年9月 株式会社リゾートワールド(現株式会社フルキャストホールディングス)専務取締役</p> <p>2000年9月 株式会社フルキャストファクトリー代表取締役</p> <p>2006年4月 株式会社フルキャストセントラル代表取締役</p> <p>2012年1月 株式会社スタートライン取締役(現任)</p> <p>2012年5月 株式会社ビート代表取締役社長</p> <p>2014年12月 ビートテック株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年3月 当社取締役(現任)</p> <p>2016年4月 株式会社ビート代表取締役会長(現任)</p> <p>2017年1月 ビートテック株式会社代表取締役会長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ビート代表取締役会長 株式会社スタートライン取締役 ビートテック株式会社代表取締役会長</p>	154,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石川敬啓氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 石川敬啓氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石川敬啓氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
3. 石川敬啓氏とは、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結しておりません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
4	<p>再任 社内</p> <p>かいづかしろう 貝塚志朗 (1961年10月3日生) (58歳)</p>	<p>1990年9月 株式会社リゾートワールド（現株式会社フルキャストホールディングス）専務取締役</p> <p>2002年5月 株式会社フルキャストテクノロジー（現株式会社夢テクノロジー）代表取締役</p> <p>2002年10月 有限会社インタービズ取締役（現任）</p> <p>2010年2月 株式会社リアヴィオ代表取締役（現任）</p> <p>2013年9月 株式会社ディメンションポケット代表取締役（現任）</p> <p>2016年4月 合同会社I P M代表社員（現任）</p> <p>2016年6月 合同会社One Suite代表社員（現任）</p> <p>2017年3月 当社取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社ディメンションポケット代表取締役 合同会社One Suite代表社員 有限会社インタービズ取締役 株式会社リアヴィオ代表取締役 合同会社I P M代表社員</p>	125,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>貝塚志朗氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 貝塚志朗氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 貝塚志朗氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
3. 貝塚志朗氏は、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結しておりません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> さ さ き こうじ 佐々木 孝二 (1945年8月2日生) (74歳)	1966年4月 東京国税局 入局 総務部総務課勤務 以降各税務署にて勤務 1984年12月 税理士試験合格 1995年6月 中野税務署特別国税調査官で退官 1995年9月 佐々木税務会計事務所開設 1999年12月 当社社外監査役 2008年9月 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト) 監査役 2016年3月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] 佐々木税務会計事務所	9,600株
社外取締役候補者とした理由 佐々木孝二氏は、税理士としての財務及び会計等に関する豊富な経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、加えて、コンプライアンス及び管理の観点から、過去の経緯を踏まえた監査等委員である取締役(独立社外取締役)の意見、発言が有効なことから、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 佐々木孝二氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木孝二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(59頁)を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 佐々木孝二氏は、常勤の監査等委員及び監査等委員会委員長であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き常勤の監査等委員及び監査等委員会委員長となる予定であります。
4. 佐々木孝二氏とは、定款第31条第2項により、法令が定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、本契約は継続となります。
5. 佐々木孝二氏は、過去、当社の子会社である株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト)の監査役に就任しておりました。
6. 佐々木孝二氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
7. 会社法施行規則第74条の3に定める監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> うえすぎ まさたか 上 杉 昌 隆 (1965年7月31日生) (54歳)	1995年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 1999年4月 上杉法律事務所開設 2003年6月 アムレック法律会計事務所共同 経営者 2003年6月 デジタルアーツ株式会社監査役 2004年6月 ネクスステック株式会社監査役 2012年12月 株式会社エフブレイン社外監査 役 2013年12月 株式会社セレス社外監査役(現 任) 2014年11月 株式会社Aiming社外監査役(現 任) 2015年3月 桜田通り総合法律事務所開設 (共同経営者・現任) 2016年3月 当社取締役(監査等委員)(現 任) 2016年6月 デジタルアーツ株式会社取締役 (監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] 桜田通り総合法律事務所共同経 営者 デジタルアーツ株式会社取締役 (監査等委員) 株式会社セレス社外監査役 株式会社Aiming社外監査役	-株
社外取締役候補者とした理由 上杉昌隆氏は、豊富な弁護士経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 上杉昌隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 上杉昌隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(59頁)を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 上杉昌隆氏とは、定款第31条第2項により、法令が定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、本契約は継続となります。
4. 上杉昌隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終了の時をもって4年であります。
5. 上杉昌隆氏は、過去、当社の子会社である株式会社エフブレインの監査役に就任しております。
6. 会社法施行規則第74条の3に定める監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p> <p style="text-align: center;"> <small>とたにひでゆき</small> 戸谷英之 <small>(1979年1月5日生)</small> <small>(41歳)</small> </p>	<p>2003年10月 新日本監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2007年6月 公認会計士登録</p> <p>2007年7月 清和監査法人（現 R S M清和監査法人）パートナー</p> <p>2013年6月 株式会社エフブレイン社外監査役</p> <p>2014年7月 株式会社いちごホールディングス社外監査役（現任）</p> <p>2015年12月 株式会社エフブレイン監査役（現任）</p> <p>2016年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2016年7月 清和監査法人（現 R S M清和監査法人）代表社員（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p style="text-align: center;"> R S M清和監査法人代表社員 株式会社エフブレイン監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役 </p>	-株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>戸谷英之氏は、豊富な会計監査人としての監査業務経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 戸谷英之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 戸谷英之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（59頁）を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 戸谷英之氏とは、定款第31条第2項により、法令が定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、本契約は継続となります。
4. 戸谷英之氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。なお、同氏は、当社の連結子会社である株式会社エフブレインの業務執行者でない役員（監査役）であります。
5. 会社法施行規則第74条の3に定める監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

(参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を含む)について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

【独立役員の独立性要件】

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

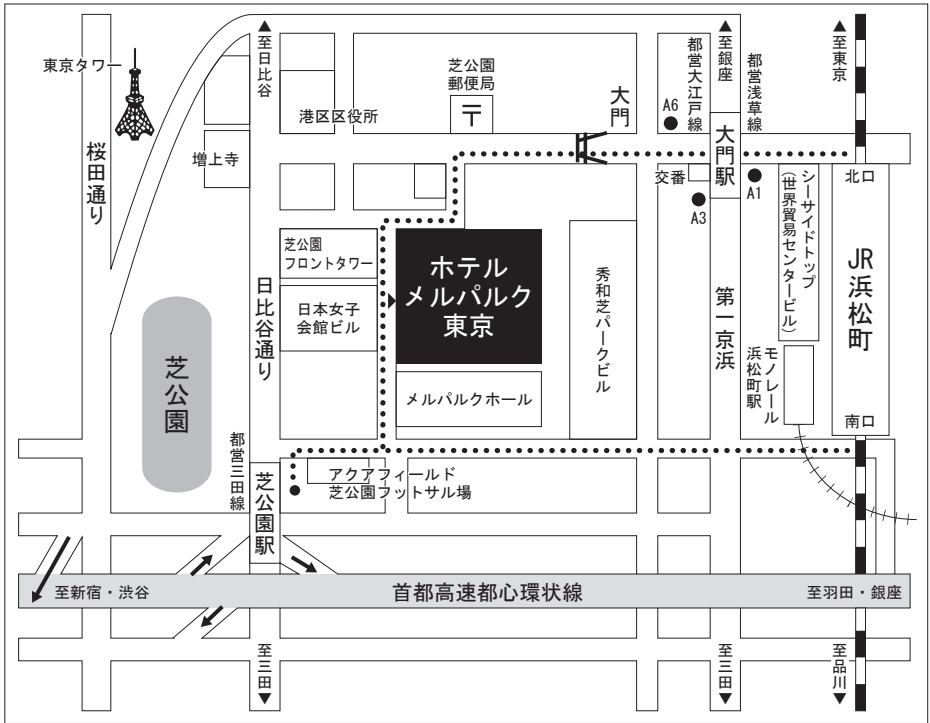
1. 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (3) 当社又は当社子会社(以下、「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (6) 最近1年間において、上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
 - (7) 次の①から③までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等以内の親族
 - ① 上記(1)から(6)に掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者
 - ③ 最近1年間において、②又は当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことが出来ない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

- 注
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
 2. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパーク東京
5階「瑞雲（ZUIUN）」
電話（03）3433-7211（代表）



交通のご案内

JR／モノレール「浜松町駅」北口徒歩8分
都営三田線「芝公園駅」A3出口徒歩2分
都営大江戸線／浅草線「大門駅」A3出口徒歩4分
（お願い）

お車でのご来場はご遠慮願います。